

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和4年3月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の内容	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用 ②情報提供ネットワークシステムへの健診データ提供
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム(住民健診)
②システムの機能	がん検診などの検診通知の出力 各検診結果の登録(手入力、検診機関提供データのバッチ取り込み) 検診の結果通知の出力 国へ報告する集計表の出力 検診結果の副本登録 など
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	1. 符号管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 2. 統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3. 符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4. 情報提供機能 ・各業務で管理している番号法第19条第8号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能 ・中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムから提供業務情報を受領し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。

②システムの機能	<p>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能</p> <p>・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能</p> <p>・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能</p> <p>・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能</p> <p>・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能</p> <p>・セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能</p> <p>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能</p> <p>・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"><tr><td data-bbox="491 835 869 869">[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td><td data-bbox="986 835 1244 869">[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td></tr><tr><td data-bbox="491 882 925 916">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td data-bbox="986 882 1340 916">[] 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td data-bbox="491 929 726 963">[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td><td data-bbox="986 929 1197 963">[] 税務システム</td></tr><tr><td data-bbox="491 976 678 1010">[] その他 (</td><td data-bbox="1452 976 1476 1010">)</td></tr></table>	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第8項、別表第二 第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所 健康課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業(基本健診・がん検診・保健指導など)対象者
その必要性	健康増進事業(基本健診・がん検診・保健指導など)の対象者管理や受診情報の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 ・検診、健診情報を利用した事務を実施するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年5月1日
⑥事務担当部署	保健所 健康課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	健康増進事業(基本健診・がん検診・保健指導など)の対象者管理や受診情報の管理								
④使用の主体	使用部署	保健所 健康課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	対象者管理、受診情報の管理								
	情報の突合	内部の宛名番号もしくは氏名・生年月日・性別での突合							
⑥使用開始日	平成29年7月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	健康管理システムの保守・管理
①委託内容	システム保守業務
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 電算
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 第102の2項
②提供先における用途	健康増進事業の実施に関する事務
③提供する情報	健康増進法による歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診受診者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人基本情報		外国人情報		基本健診情報		がん検診など情報		
1 個人番号	1 外国人住民日	1 受診年度	1 胃がん検診	1 受診年度	1 大腸がん検診	1 受診年度	1 乳がん検診	
2 総合型番号	2 第30号4号指定区分	2 受診日	2 受診日	2 受診日	2 受診日	2 受診日	2 受診日	
3 宛名番号	3 在留資格	3 受診日年齢	3 受診者番号	3 受診日年齢	3 受診日年齢	3 受診日年齢	3 受診日年齢	
4 世帯番号	4 在留期間	4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 年度末年齢	4 年度末年齢	
5 カナ氏名	5 医療機関	5 医療機関	5 医療機関	5 医療機関	5 医療機関	5 医療機関	5 医療機関	
6 漢字氏名	5 在留カード等番号	6 受診番号	6 受診番号	6 受診番号	6 受診番号	6 受診番号	6 受診番号	
7 生年月日		7 身長	7 総合判定	7 標準血圧	7 標準血圧	7 標準血圧	7 標準血圧	
8 性別		8 体重	8 〇保険者番号	8 総合判定	8 総合判定	8 総合判定	8 マンモグラフィ判定	
9 続柄		9 BMI	9 〇被保険者記号	9 〇被保険者記号	9 〇被保険者記号	9 〇被保険者記号	9 超音波判定	
10 郵便番号		10 腹囲	10 〇被保険者記号	10 〇被保険者記号	10 〇被保険者記号	10 〇被保険者記号	10 総合判定	
11 住所		11 血圧(収縮期)	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号	
12 方書		12 血圧(拡張期)	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号	
13 地区名		13 血圧分類	12 〇被保険者記号	12 〇被保険者記号	12 〇被保険者記号	12 〇被保険者記号	12 〇被保険者記号	
14 小学校区		14 尿蛋白	13 〇被保険者記号	13 〇被保険者記号	13 〇被保険者記号	13 〇被保険者記号	13 〇被保険者記号	
15 中学校区		15 尿潜血	14 〇被保険者記号	14 〇被保険者記号	14 〇被保険者記号	14 〇被保険者記号	14 〇被保険者記号	
16 電話番号		16 尿糖	15 〇被保険者記号	15 〇被保険者記号	15 〇被保険者記号	15 〇被保険者記号	15 〇被保険者記号	
17 Eメールアドレス		17 尿ワロドリ	16 〇被保険者記号	16 〇被保険者記号	16 〇被保険者記号	16 〇被保険者記号	16 〇被保険者記号	
18 異動事由		18 尿中尿酸	17 〇被保険者記号	17 〇被保険者記号	17 〇被保険者記号	17 〇被保険者記号	17 〇被保険者記号	
19 異動日		19 中性脂肪	18 〇被保険者記号	18 〇被保険者記号	18 〇被保険者記号	18 〇被保険者記号	18 〇被保険者記号	
20 異動届出日		20 HDLコレステロール	19 〇被保険者記号	19 〇被保険者記号	19 〇被保険者記号	19 〇被保険者記号	19 〇被保険者記号	
21 住民になった事由		21 LDLコレステロール	20 〇被保険者記号	20 〇被保険者記号	20 〇被保険者記号	20 〇被保険者記号	20 〇被保険者記号	
22 住民になった異動日		22 GOT	21 〇被保険者記号	21 〇被保険者記号	21 〇被保険者記号	21 〇被保険者記号	21 〇被保険者記号	
23 住民になった届出日		23 GPT	22 〇被保険者記号	22 〇被保険者記号	22 〇被保険者記号	22 〇被保険者記号	22 〇被保険者記号	
24 住民でなくなった事由		24 γ-GTP	23 〇被保険者記号	23 〇被保険者記号	23 〇被保険者記号	23 〇被保険者記号	23 〇被保険者記号	
25 住民でなくなった異動日		25 クレアチニン	24 〇被保険者記号	24 〇被保険者記号	24 〇被保険者記号	24 〇被保険者記号	24 〇被保険者記号	
26 住民でなくなった届出日		26 eGFR	25 〇被保険者記号	25 〇被保険者記号	25 〇被保険者記号	25 〇被保険者記号	25 〇被保険者記号	
27 住定事由		27 尿酸	26 〇被保険者記号	26 〇被保険者記号	26 〇被保険者記号	26 〇被保険者記号	26 〇被保険者記号	
28 住定日		28 血糖値	27 〇被保険者記号	27 〇被保険者記号	27 〇被保険者記号	27 〇被保険者記号	27 〇被保険者記号	
29 住定日 届出日		29 HbA1c値	28 〇被保険者記号	28 〇被保険者記号	28 〇被保険者記号	28 〇被保険者記号	28 〇被保険者記号	
30 住居区分		30 白血球数	29 〇被保険者記号	29 〇被保険者記号	29 〇被保険者記号	29 〇被保険者記号	29 〇被保険者記号	
31 外国人判定		31 赤血球数	30 〇被保険者記号	30 〇被保険者記号	30 〇被保険者記号	30 〇被保険者記号	30 〇被保険者記号	
32 国籍		32 ヘモグロビン	31 〇被保険者記号	31 〇被保険者記号	31 〇被保険者記号	31 〇被保険者記号	31 〇被保険者記号	
33 転入前住所		33 ヘマトクリット	32 〇被保険者記号	32 〇被保険者記号	32 〇被保険者記号	32 〇被保険者記号	32 〇被保険者記号	
34 転出後住所		34 尿酸H	33 〇被保険者記号	33 〇被保険者記号	33 〇被保険者記号	33 〇被保険者記号	33 〇被保険者記号	
		35 尿酸S	34 〇被保険者記号	34 〇被保険者記号	34 〇被保険者記号	34 〇被保険者記号	34 〇被保険者記号	
		36 尿酸X	35 〇被保険者記号	35 〇被保険者記号	35 〇被保険者記号	35 〇被保険者記号	35 〇被保険者記号	
		37 総合判定	36 〇被保険者記号	36 〇被保険者記号	36 〇被保険者記号	36 〇被保険者記号	36 〇被保険者記号	
		38 メタボ判定	37 〇被保険者記号	37 〇被保険者記号	37 〇被保険者記号	37 〇被保険者記号	37 〇被保険者記号	
		39 保健指導レベル	38 〇被保険者記号	38 〇被保険者記号	38 〇被保険者記号	38 〇被保険者記号	38 〇被保険者記号	
			39 〇被保険者記号	39 〇被保険者記号	39 〇被保険者記号	39 〇被保険者記号	39 〇被保険者記号	

がん検診など情報		精密検査情報	
1 胃がん検診	1 受診年度	1 胃がん検診	1 受診年度
2 受診日	2 受診日	2 受診日	2 受診日
3 受診日年齢	3 受診者番号	3 受診日年齢	3 受診日年齢
4 年度末年齢	4 〇被保険者記号	4 年度末年齢	4 年度末年齢
5 医療機関	5 医療機関	5 医療機関	5 医療機関
6 受診番号	6 受診番号	6 受診番号	6 受診番号
7 スティフィネス	7 PSA値	7 総合判定	7 総合判定
8 ヤングアダルト	8 総合判定	8 〇被保険者記号	8 〇被保険者記号
9 エイジーマッチ	9 〇1日での前をみかく頻度	9 〇被保険者記号	9 〇被保険者記号
10 エスコア	10 エスコア	10 〇被保険者記号	10 〇被保険者記号
11 Tスコア	11 Tスコア	11 〇被保険者記号	11 〇被保険者記号
12 総合判定	12 総合判定	12 〇被保険者記号	12 〇被保険者記号
13 〇被保険者記号	13 肝臓検査	13 〇被保険者記号	13 〇被保険者記号
14 〇被保険者記号	14 1 受診年度	14 〇被保険者記号	14 〇被保険者記号
15 〇被保険者記号	15 2 受診日	15 〇被保険者記号	15 〇被保険者記号
16 〇被保険者記号	16 3 受診日年齢	16 〇被保険者記号	16 〇被保険者記号
17 〇被保険者記号	17 4 年度末年齢	17 〇被保険者記号	17 〇被保険者記号
18 〇被保険者記号	18 5 医療機関	18 〇被保険者記号	18 〇被保険者記号
19 〇被保険者記号	19 5 医療機関	19 〇被保険者記号	19 〇被保険者記号
20 〇被保険者記号	20 6 受診番号	20 〇被保険者記号	20 〇被保険者記号
21 〇被保険者記号	21 6 受診番号	21 〇被保険者記号	21 〇被保険者記号
22 〇被保険者記号	22 7 総合判定	22 〇被保険者記号	22 〇被保険者記号
23 〇被保険者記号	23 7 総合判定	23 〇被保険者記号	23 〇被保険者記号
24 〇被保険者記号	24 8 〇被保険者記号	24 〇被保険者記号	24 〇被保険者記号
25 〇被保険者記号	25 8 〇被保険者記号	25 〇被保険者記号	25 〇被保険者記号
26 〇被保険者記号	26 9 〇被保険者記号	26 〇被保険者記号	26 〇被保険者記号
27 〇被保険者記号	27 9 〇被保険者記号	27 〇被保険者記号	27 〇被保険者記号
28 〇被保険者記号	28 10 〇被保険者記号	28 〇被保険者記号	28 〇被保険者記号
29 〇被保険者記号	29 10 〇被保険者記号	29 〇被保険者記号	29 〇被保険者記号
30 〇被保険者記号	30 10 〇被保険者記号	30 〇被保険者記号	30 〇被保険者記号
31 〇被保険者記号	31 10 〇被保険者記号	31 〇被保険者記号	31 〇被保険者記号
32 〇被保険者記号	32 10 〇被保険者記号	32 〇被保険者記号	32 〇被保険者記号
33 〇被保険者記号	33 10 〇被保険者記号	33 〇被保険者記号	33 〇被保険者記号
34 〇被保険者記号	34 10 〇被保険者記号	34 〇被保険者記号	34 〇被保険者記号
35 〇被保険者記号	35 10 〇被保険者記号	35 〇被保険者記号	35 〇被保険者記号
36 〇被保険者記号	36 10 〇被保険者記号	36 〇被保険者記号	36 〇被保険者記号
37 〇被保険者記号	37 10 〇被保険者記号	37 〇被保険者記号	37 〇被保険者記号
38 〇被保険者記号	38 10 〇被保険者記号	38 〇被保険者記号	38 〇被保険者記号
39 〇被保険者記号	39 10 〇被保険者記号	39 〇被保険者記号	39 〇被保険者記号
40 〇被保険者記号	40 10 〇被保険者記号	40 〇被保険者記号	40 〇被保険者記号
41 〇被保険者記号	41 10 〇被保険者記号	41 〇被保険者記号	41 〇被保険者記号
42 〇被保険者記号	42 10 〇被保険者記号	42 〇被保険者記号	42 〇被保険者記号
43 〇被保険者記号	43 10 〇被保険者記号	43 〇被保険者記号	43 〇被保険者記号
44 〇被保険者記号	44 10 〇被保険者記号	44 〇被保険者記号	44 〇被保険者記号
45 〇被保険者記号	45 10 〇被保険者記号	45 〇被保険者記号	45 〇被保険者記号
46 〇被保険者記号	46 10 〇被保険者記号	46 〇被保険者記号	46 〇被保険者記号
47 〇被保険者記号	47 10 〇被保険者記号	47 〇被保険者記号	47 〇被保険者記号
48 〇被保険者記号	48 10 〇被保険者記号	48 〇被保険者記号	48 〇被保険者記号
49 〇被保険者記号	49 10 〇被保険者記号	49 〇被保険者記号	49 〇被保険者記号
50 〇被保険者記号	50 10 〇被保険者記号	50 〇被保険者記号	50 〇被保険者記号
51 〇被保険者記号	51 10 〇被保険者記号	51 〇被保険者記号	51 〇被保険者記号
52 〇被保険者記号	52 10 〇被保険者記号	52 〇被保険者記号	52 〇被保険者記号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①氏名、生年月日、住所による本人確認を実施している。 ②申込書には必要な情報のみ記載するような様式にしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ・事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム的に担保されている。 ・本人等が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項とし、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・入力内容の点検は、入力を行った者以外のものが確認する。 ・必要な情報以外を入手しないよう職員研修を行う。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索)以外ではユーザに利用されないようなセキュリティ制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ログイン画面にてユーザID/パスワードを入力する。その入力内容にてログイン可否、利用権限を制御している。 元職員についてはユーザ使用可否の設定を不可にすることでアクセス権を削除可能。
その他の措置の内容	①パスワードを定期的に変更している。 ②ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えい禁止 ・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。) ・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務 ・事業所内からの個人情報の持出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況に係る報告 ・実地調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の取扱いについては、承諾した場合を除き、第三者への委託を禁止し、再委託を受けた者に対しても個人情報取扱特記事項を遵守させる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを可能な限り排除する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			

	再発防止策の内容	
	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理を行っている部屋にサーバを設置する。 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。 ・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システムの処理にて消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検、eラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施する。 ・違反行為を行った者には、指導を行い、違反行為の内容によっては、懲戒処分の対象となる。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 庶務課 情報管理室 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健所 健康課 380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話番号 026-226-9962
②対応方法	問い合わせを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月7日	I 基礎情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 中澤和彦	課長	事前	
平成31年2月7日	IVリスク対策	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用 ②情報提供ネットワークシステムへの健診データ提供	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	がん検診などの検診通知の出力 各検診結果の登録(手入力、検診機関提供データのバッチ取り込み) 検診の結果通知の出力 国へ報告する集計表の出力	がん検診などの検診通知の出力 各検診結果の登録(手入力、検診機関提供データのバッチ取り込み) 検診の結果通知の出力 国へ報告する集計表の出力 検診結果の副本登録	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 情報提供ネットワークシステム	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	I 基礎情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	

令和4年3月1日	I 基礎情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第8号、別表第二 第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第50条 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2	事前	
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[行っていない]	[提供を行っている](1件)	事前	
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	(別添1)ファイル記録項目		歯周疾患検診、各がん検診精密検査項目追加	事前	
令和4年3月1日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(追加)	(追加)	事前	
令和4年3月1日	IV開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	保健所 健康課 380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話 番号 026-226-9960	保健所 健康課 380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話 番号 026-226-9962	事前	